様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　第０５５２０１０９７８９号

産業廃棄物処分業許可証

住 所　　千葉県市川市堀之内三丁目２１番地１号

氏 名　　株式会社　グリーンアース

代表取締役　石井　雅士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第６項 ~~第１４条の２第１項~~ の許可を受けた者であることを証する

千葉市長　神　谷　俊　一

許　可　の　年　月　日　　令和７年９月22日

許可の有効年月日　　令和12年８月24日

１．事業の範囲

（１）　業の区分

ア　破砕施設による中間処理

イ　切断施設による中間処理

（２）　取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア　破砕に係るもの

（ア）　木くず　以上１品目

イ　切断に係るもの

（ア）　木くず　以上１品目

２．事業の用に供するすべての施設

所在地　千葉市中央区生実町２６５７番２　他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記１のとおり）

３．許可の条件

別記２のとおり

４．許可の更新又は変更の状況

平成２７年　８　月２５日　　新規許可

令和　７　年　９　月２２日　　更新許可

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

以下余白

別記１

（１）　中間処理及び保管は（２）の場所で行うこと。

（２）　施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所　在　地
破砕施設 （木くず） （平成２７年　８　月　６　日）	223.2ｔ／日	1	千葉市中央区生実町２６５７番２、２６６２番１
破砕施設 （木くず） （令和　２　年１２月１７日）	328.8ｔ／日	1	
切断施設 （木くず） （令和　５　年　４　月１２日）	59.4ｔ／日	1	
廃棄物保管施設 （木くず）	保管面積　143.385㎡ 保管容量　397.44㎥ 保管高さ　4.3m 保管上限　397.44㎥	1	
廃棄物保管施設 （木くず）	保管面積　141.93㎡ 保管容量　393.43㎥ 保管高さ　4.3m 保管上限　393.43㎥	1	

別記２

（１）粉じんを飛散させないよう散水を行うこと。

（２）処理施設の稼働時間は午前８時から午後５時までとすること。